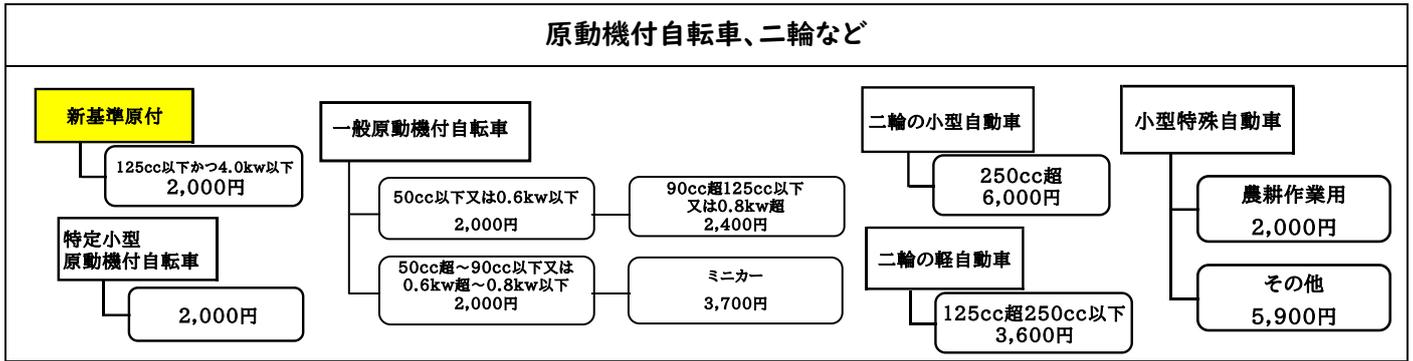




# 軽自動車税のお知らせ

■お問合せ 芸西村役場 総務課 税務係 ☎0887-33-2111



<b>軽自動車</b>	※初度検査年月日は車検証に記載されています。 月も表示がない場合は、その年の12月に検査を受けたものとみなされます。				
	<b>車種</b>	初度検査が 平成27年3月以前	初度検査が 平成27年4月以降	初度検査後 13年経過	
三輪	3,100円	3,900円	4,600円		
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

●**グリーン化特例(軽課)** 以下の特例に当てはまる車両に対して令和7年度のみ税額が軽減されます。

特例①	電気自動車等		
特例②	営業用 乗用	令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準90%達成	平成30年排出ガス基準50%低減達成車 または 平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る

<b>軽減後の税額</b>	<b>車種</b>	<b>特例①</b>	<b>特例②</b>	
	三輪	1,000円	2,000円	
	四輪 乗用	自家用	2,700円	適用なし
		営業用	1,800円	3,500円
	貨物	自家用	1,300円	適用なし
		営業用	1,000円	適用なし

☆軽自動車税は、毎年4月1日の時点で車両を所有している方に課せられます。

廃車や譲渡の場合は、速やかに下記の窓口でお手続きください。

・新基準原付 ・一般、特定小型原動機付自転車 (ミニカー、125ccまで) ・小型特殊自動車(農耕機、その他)	・軽自動車二輪(125cc～250ccまで) ・軽自動車三輪 ・軽自動車四輪	・二輪の小型自動車(250cc超)
芸西村役場総務課(☎33-2111)	高知県軽自動車協会(☎050-3816-3125)	高知運輸支局(☎050-5540-2077)

